

## 課税明細書で固定資産税の確認を!

4月下旬に固定資産税と都市計画税の課税明細書を発送しますので、課税内容をご確認ください。

- 固定資産税を納める人は、平成24年1月1日現在に土地や家屋などの登記簿や課税台帳に、所有者として登記や登録されている人です。
- 平成24年度は、3年に1度の評価替えが行われています。また、固定資産税課職員が現地調査を行い、用途変更を確認した土地や家屋についても、評価を見直して税額に反映されています。
- 特に、同23年中に土地の購入や売却、家屋の新築・増改築や取り壊し、または相続などによって所有する固定資産に変更があった人は、課税内容の確認をお願いします。
- 同23年中に住宅を解体して駐車場や更地などになっている土地や、住宅を店舗や倉庫などに用途を変更した土地は住宅用地特例の適

用がなくなり、前年と比較して税額が大きく変わっています。また、新築住宅の軽減措置の3年間の終了した住宅についても、本来の税額で課税されます。

- 同一人物が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、課税されません。

- ◆土地30万円
- ◆家屋20万円
- ◆償却資産150万円



課税標準額に税率1.4%（都市計画税は0.3%）を乗じたものが税額となります。固定資産税を納税していただく納税通知書は、6月中旬の発送を予定しています。

【問い合わせ先】本庁・固定資産税課(内線1152)

## 住宅の省エネ改修工事、バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額について

平成25年3月31日までに、次の要件に該当する住宅の「省エネ改修工事」または「バリアフリー改修工事」を行った場合、翌年度の固定資産税が減額されます。

### 省エネ改修工事

- 対象家屋＝平成20年1月1日以前に建設された住宅（賃貸住宅を除く）。
- 工事内容
  - 窓の断熱改修工事(二重サッシ化・複層ガラス化など)とあわせて、次の3つの工事のいずれかを行うこと。①床②天井③壁の断熱改修工事（断熱材を入れる工事など）。
  - 改修箇所が省エネ基準に適合すること。
  - 当該改修工事に要する自己負担額が30万円以上であること。
- 減額される範囲と期間＝1戸あたりの居住部分の床面積120㎡を限度とし、当該家屋の翌年度1年分の固定資産税を3分の1減額。
- 申告手続き＝工事完了後3カ月以内に、本庁・固定資産税課または牛深支所・総務振興課、その他の支所担当課に備え付けの申告書に添付書類を添えて、同課へ提出してください。

【問い合わせ先】本庁・固定資産税課(内線1152)

### バリアフリー改修工事

- 対象家屋＝平成19年1月1日以前に建設され(賃貸住宅を除く)、次のいずれかの人が居住する住宅。①65歳以上の人②介護保険法の要介護・要支援の認定を受けている人③障がい者の人。
- 工事内容
  - ①廊下の拡幅②階段の勾配の緩和③浴室の改良④トイレの改良⑤手すりの取り付け⑥床の段差の解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め。
  - 当該改修工事に要する自己負担額が30万円以上であること。
- 減額される範囲と期間＝1戸あたりの居住部分の床面積100㎡を限度とし、当該家屋の翌年度1年分の固定資産税を3分の1減額。



## 「社会を明るくする運動」の標語を募集します

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。市では、この運動をよりいっそう推進するため、市民の皆さんから標語を募集します。

副賞を贈呈します。  
※最優秀賞の作品は「法務省」社会を明るくする運動「中央推進委員会」が実施する標語募集に応募します。  
※詳細は本庁(別館)・社会教育課(内線2542)へお尋ねください。

### 市民提案を募集します

市では、市政に対するご意見や提案などを「市のホームページのご意見箱」や「市長への便り」などで随時受け付けています。豊かで住みよい天草市づくりにつながるような、建設的なご提案をお寄せください。

▼対象Ⅱ市民であればどなたでも提案できます。

▼提案方法Ⅱ便せんなど(様式は自由)に、住所、氏名、電話番号を記入し、本庁・秘書課へ提出してください。

▼郵送Ⅱ〒86318631(住所記載不要) 天草市役所・秘書課(FAX) 27016(電子メール)

hisyoka@city.amakusa.lg.jp  
※詳細は本庁・秘書課(内線1206)へお尋ねください。

### 市民農園を利用しませんか

野菜や花の栽培を通して自然とふれあう「市民農園」を開園しています。

今回は、5月1日(土)から平成25年3月31日(土)までの利用者を募集します。

▼場所・募集区画数Ⅱ牛深町(砂月海水浴場付近)：3区画。

▼1区画の面積Ⅱ30～38㎡。

▼利用料金Ⅱ1㎡あたり100円(年間)。

▼申込方法Ⅱ4月25日(水)までに電話で本庁(別館)・農業振興課へお申し込みください。  
※詳細も本庁(別館)・農業振興課(内線2564)へお尋ねください。

## 「天草市暴力団排除条例」を制定しました

平成24年第1回市議会定例会で、「天草市暴力団排除条例」が可決され、4月1日から施行されました。

この条例では、市、市民、事業所の皆さん、関係機関団体などが相互に連携して暴力団の排除を行うことを基本理念とし、市の責務、市民の皆さんの責務など、暴力団を地域に根付かせないための市の取り組みを規定しています。

この条例の主な内容は、次のとおりです。



- ◆市民・事業者の皆さんは、暴力団員の不当な行為による被害などの情報を得た場合、関係機関に情報を提供していただくこととなります(第7条)。
- ◆暴力団排除のための活動などに取り組んだことにより、暴力団から危害を加えられる恐れがある人に対し、必要な支援を行います(第9条)。
- ◆少年が暴力団に加入することのないよう、また、暴力団の不当な行為による被害を受けないための教育に必要な措置を行います(第12条)。

【問い合わせ先】本庁・防災交通課(内線1233)